

## 遍路道の維持活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 四国遍路世界遺産登録推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、四国遍路の世界遺産登録を目指して取り組む受入態勢の整備への地域コミュニティの積極的な参画を促進するため、予算の範囲内において、地域団体等（国、地方公共団体を除く。以下同じ。）が行う遍路道の維持活動に要する経費に対して、遍路道の維持活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる遍路道の維持活動で、当該年度の1月31日までに完了し、2月28日までに実績報告書の提出が可能なものに限る。

#### (1) 遍路道の清掃事業

ごみや落ち葉等の撤去、草刈り・剪定、倒木除去等を行う事業（クリーンウォーク等の清掃イベント活動含む）

#### (2) 遍路道の修繕等事業

階段や橋の補修や設置、路面の整備、巨木の伐採、柵の設置等の安全対策等を行う事業

2 補助事業の対象となる遍路道とは、推進協議会ホームページの「遍路道とトイレ位置案内図」に示した遍路道、史跡等に指定されている遍路道及び史跡指定候補の遍路道とする。

### (地域団体等)

第3条 補助事業を行う地域団体等は、次の各号に掲げるものとし、一定の規約を有し、代表者及び所在地が明らかである団体で、前条の補助事業が完遂できると認められる団体とする。

#### (1) 自治会、町内会、商工会等の地域住民団体

#### (2) 特定非営利活動法人（NPO法人）

#### (3) その他遍路道の維持活動を行う団体で、推進協議会「受入態勢の整備」部会長（以下「部会長」という。）が認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体（推進協議会の構成員を除く）には補助金を交付しないものとする。

#### (1) 政治、宗教、営利を目的とする団体（企業は営利目的団体とみなす）

#### (2) 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体

#### (3) 活動目的が当該補助金を交付することが適当でないと部会長が判断した団体

### (補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、補助事業に必要な経費であって、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる事業の補助金の額は、補助対象経費全額とする。ただし、1事業ごとの上限額を5万円とする。
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる事業の補助金の額は、補助対象経費全額とする。ただし、1事業ごとの上限額を10万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、「交付申請書」（様式－1）を部会長に申請しなければならない。交付申請書の提出先は、補助事業実施予定箇所（以下「実施予定箇所」という。）が所在する市町村とする。

2 前項の提出を受けた市町村は、次の各号に掲げる事項について確認・調整を行い、「交付申請報告書」（様式－2）に意見を付して、「受入態勢の整備」部会事務局（前項の市町村を管轄する県をさす。以下「県事務局」という。）に提出する。

(1) 補助事業の適否等

補助事業者、事業内容、対象経費、事業スケジュール（事業完遂の見込み）等

(2) 文化財保護との関係等

「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）や関係法令等との関係（許可見込み）、必要手続きの有無等

(3) 交付申請書の記載内容や添付資料等

3 実施予定箇所が複数の市町村にまたがる場合の第1項に基づく提出は、原則、実施予定箇所の面積が最も大きい市町村（以下「代表市町村」という。）とする。ただし、この場合の前項第1号及び第2号の事前の確認・調整は、実施予定箇所のすべての市町村がそれぞれ管轄する行政区域について行う。

4 前2項の提出を受けた県事務局は、第2項各号に掲げる事項について確認し、「交付申請報告書」（様式－3）に意見を付して、「受入態勢の整備」部会事務局（四国地方整備局をさす。以下「国事務局」という。）に提出する。

(補助金の交付決定)

第7条 部会長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、「交付決定通知書」（様式－4）により交付申請者に通知する。

2 部会長は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 交付決定通知書は、国事務局から県事務局及び市町村を経由して、交付申請者に送付するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第8条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、「計画変更承認申請書」（様式－5）を部会長に提出しなければならない。計画変更承認申請書の提出先は、補助事業の実施箇所（以下「実施箇所」という。）が所在する市町村（実施箇所が複数の市町村にまたがる場合は、代表市町村をさす。以下同じ。）とする。

2 前項の提出を受けた市町村は、変更内容について確認・調整を行い、「計画変更承認申請報告書」（様式－6）に意見を付して、県事務局に提出する。変更内容の確認・調整については、第6条第2項を準用する。

3 前項の提出を受けた県事務局は、変更内容を確認し、「計画変更承認申請報告書」（様式－7）に意見を付して、国事務局に提出する。変更内容の確認については、第6条第4項を準用する。

4 部会長は、第1項の規定による計画変更承認申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を補助事業者に通知する。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止するときは、その理由等を記載した「中止（廃止）承認申請書」（様式－8）を、実施箇所が所在する市町村、県事務局、国事務局を経由して、部会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 部会長は、補助事業の遂行状況等に関し、必要があると認めたときは、補助事業者から報告を求めるとともに、必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、「実績報告書」（様式－9）を、実施箇所が所在する市町村に提出しなければならない。

2 前項の提出を受けた市町村は、事業期間、事業内容、支出内容、証拠書類等を確認し、「補助事業調査調書」（様式－10）を作成の上、県事務局に提出する。なお、修繕等事業については、必要に応じて、現地で履行状況を確認（現地確認が必要な実施箇所を管理する市町村が行う。）して、「補助事業現地調査報告書」（様式－11）を作成し、県事務局に提出することとする。

3 前項の提出を受けた県事務局は、市町村が作成した「補助事業調査調書」に基づき、事業期間、事業内容、支出内容、証拠書類等を確認し、「実績報告の受理報告書」（様式－12）を国事務局に提出する。なお、修繕等事業については、必要に応じて、現地で履行状況を確認（現地確認が必要な実施箇所を管理する県が行う。）して、市町村が作成した「補助事業調査調書」で再確認することとする。

（補助金の額の確定）

第12条 国事務局は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地で履行状況を確認するなど、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件の適否を審査する。部会長は、適当であると認めたときは交付す

べき補助金の額を確定し、「額の確定通知書」（様式－13）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する額の確定通知書は、国事務局から県事務局及び市町村を経由して、補助事業者へ送付するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第 13 条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、「請求書」（様式－14）を実施箇所が所在する市町村に提出する。
- 3 前項の請求書の提出を受けた市町村は、内容を確認し、県事務局に提出する。
- 4 前項の請求書の提出を受けた県事務局は、内容を確認し、国事務局に提出する。

（交付決定の取消等）

第 14 条 部会長は、第 9 条の承認をしたときは、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 部会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- （4） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （5） 補助事業を実施せず、実施しようとする意思が認められないとき。
- （6） 補助事業を完了する見込みがなくなったとき。
- （7） その他補助事業の実施において著しく社会的妥当性を欠く行為が認められるとき。

（是正のための措置等）

第 15 条 部会長は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、「是正命令書」（様式－15）により、これらに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

- 2 前項の規定に従って補助事業が完了したときは、補助事業者は、再度、実績報告書を作成し提出することとする。再提出については第 11 条を準用する。
- 3 部会長は、第 1 項の規定によりがたいと判断したものについて、「原状復旧命令書」（様式－16）により、原状復旧を補助事業者に命じることができる。
- 4 原状復旧の命令を受けた補助事業者は、その負担にて原状復旧を行うものとし、補助金の支給は行わないものとする。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関する必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

本要綱は、令和 4 年 7 月 1 9 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 4 年 8 月 2 9 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 6 年 7 月 2 5 日から適用する。

別表（第4条関係）

| 対象経費の区分   | 目        | 目の細分     | 説明                                    |
|-----------|----------|----------|---------------------------------------|
| 遍路道の清掃事業  | 需用費      | 消耗品費     | ゴミ袋や軍手などの消耗品の購入に係る費用                  |
|           |          | 清掃用具購入費  | ホウキや熊手などの清掃用具の購入に係る費用                 |
|           |          | 印刷製本費    | 清掃事業を行う際に参加者を募集するためのチラシ等の印刷経費         |
|           |          | 燃料費      | 落ち葉を吹き飛ばすブロアーや草刈り機等の燃料代               |
|           | 役務費      | 保険料      | クリーンウォーク等のイベントで清掃事業を実施する際に加入するイベント保険料 |
| 遍路道の修繕等事業 | 需用費      | 消耗品費     | 補助事業者が事業を実施するにあたり必要となる軍手などの消耗品購入に係る費用 |
|           |          | 燃料費      | 巨木の伐採に使用するチェーンソーや資材運搬に使用する運搬車等の燃料代    |
|           | 役務費      | 処分費      | 補助事業者が倒木等を撤去した際に要する処分費や廃材の処分費等        |
|           | 原材料費     | 資材費      | 補助事業者が橋や柵などを修繕する場合に必要な木材等の資材の購入に係る費用  |
|           | 使用料及び賃借料 | 使用料及び賃借料 | 補助事業者が事業を実施するにあたり重機等を賃借した際にかかる費用      |